

二十世紀初期における中国の国会速開請願運動(二)

楠 瀬 正 明

目 次

はじめに

一．第一次国会速開請願運動

二．第二次国会速開請願運動（以上，前号）

三．第三次国会速開請願運動（本号）

四．第四次国会速開請願運動（以下，次号）

おわりに

三．第三次国会速開請願運動

(1) 北京の請願代表团と請願同志会の再編成

前述したように、1910年6月16日、諮議局議員代表の請願書を始めとする10通の国会速開を求める請願書が都察院に提出された。この第二次国会速開請願に対して清朝は、1908年に制定した9年後に国会の開設をめざす「逐年籌備事宜清單」による憲政準備プランを再確認し、6月27日、国会速開の請願を却下する上諭を公布した。上諭には「再びみだりに請願を行わさせないようにせよ」と、今後の国会速開の請願に対する厳しい清朝の意思表示があった。

この上諭を受けて、7月1日の『時報』は社論で、「再びみだりに請願を行わさせないようにせよ」という上諭により、都察院への請願は困難となっ

たと捉え、今後の請願は「全国国民の本心」によって行われなければならないと主張した¹。さらに7月9日の『時報』の社論も、第三次請願は、これまでの少数による請願から脱却して、全国各地に檄を飛ばし遊説して各界が代表を挙げ、「多数の同情」を合わせた請願へと発展させなければならないと提唱した²。

このようなジャーナリズムの激励を背景に、第二次請願に参加した代表たちは6月30日の会議で第三次国会速開の請願を行うことを決め、次の7項目を議決した³。

- ① 代表団の組織変更。
- ② 代表の去留。
- ③ 代表団の経費。
- ④ 同志会総部の変更と支部の拡張。
- ⑤ 代表団が特派員を各地に派遣し遊説し連絡をとること。
- ⑥ 省に帰った代表の職務。
- ⑦ 第三次請願の準備。

ここでは重要な議決となった①④⑦について論及しておきたい。

まず①で注目されることは、第二次請願まで北京の請願代表団が諮議局議員の代表によって組織されていたのを、第二次請願に参加して北京にやってきた各界・団体の代表たちを加入させ、請願代表団の規模を拡大させたことである。このような代表団の拡大は、国会速開の請願を『時報』の社論が主張する「全国国民の本心」や「多数の同情」による請願運動へと発展させようとするもくろみであった。代表団の拡大を決めた後、北京に残っていた代表たちによって代表団の「職員」10人と「編輯」8人が決められ、残りが「評議員」となって、新しい北京請願代表団が再編成された。

④では国会請願同志会の規定の変更がなされた。その主なものは次のようであった。

- イ. 北京に置かれていた国会請願同志会総部の名称を北京国会請願同志会に変更する。

- ロ. 同志会の職員は代表団の職員が兼任する。会員の中から2名を職員に「公推」する。
- ハ. 各省の省城に全省同志会分会を設立する。各府・庁・州・県分会は省分会が督促し成立させる。その設立が困難なときは、既設の自治研究所が憲政講習所に附設することができる。
- ニ. 省分会は国会と人民との関係について、白話の印刷物を作成し府・庁・州・県に配布して広く演説〔に利用〕〔 〕内は筆者注、以下同様)する。府・庁・州・県分会が白話の印刷物を独自に作成するときは、省分会の幹事が審査する。
- ホ. 府・庁・州・県分会は演説員を〔各地に〕特派することが大切〔な活動〕である。故障があつて特派できないときは、勸学所の宣講員に委託する。

前述した「国会請願同志会規約」と比べると、今回の規定変更が、地方＝省の活動を強化しようとしていること、省分会が府・庁・州・県分会の設立を促す方法を具体的に指示しており、その際、立憲化の一貫として地方自治を促進するために設立された自治研究所や憲政講習所を利用することを明記していること、府・庁・州・県分会の主要な活動が演説員を特派することにあると明示していることにあり、これらの点から今回の規定変更の意図が、同志会の地方組織、とくに府・庁・州・県の分会の設立を促し、同志会の地方組織をさらに拡大・強化し、請願運動をより全国的運動へと発展させようとしたものと想定しうるであろう。

つぎに、⑦は第三次国会請願運動へ向けての準備を決めたものである。要点を列挙すれば、以下のようであった。

- イ. 第三次請願を来年の旧暦2月に行う。
- ロ. 第三次請願の署名者を「農・工・商」の各界に普及させ、毎省少なくとも100万人以上とする。
- ハ. 署名簿は北京事務所から省分会へ送付する。省分会は府・庁・州・県に送付して統一をはかる。

ニ．来年の旧暦2月に請願するとき、各府・庁・州・県から1人ないし2人の代表を北京に派遣すること、北京に近い省では少なくとも100人以上、遠い省では少なくとも50人以上の代表を北京に派遣すること。

ホ．国会速開の請願方法は、代表団が資政院に請願書を提出する、各省の諮議局や各団体も同時に資政院に請願書を提出する、督撫に請願の代奏を要請する、という三つの方法を採用する。

国会速開を求めるわりには1911年の旧暦2月に第三次の請願を行うことは遅いのではないかと考えられるが、想定された請願署名者の人数、北京への代表者の派遣人数は、第二次請願運動をはるかにしのいでおり、大規模で全国的な請願運動が構想されていたことから、一定の時間の必要性を考慮して請願時期が決定されたものと思われる。

ところが、1911年の旧暦2月に予定されていた第三次請願は、予定を早めて1910年の旧暦9月に行われることになった。そのきっかけとなったのは第二次日露協約の締結であり、拍車をかけたのは日韓併合であった。ここでは第二次日露協約が請願運動に与えた影響について触れておきたい。

周知のように、1910年7月4日に調印された第二次日露協約は、アメリカが「満州」の鉄道中立化を提唱したのに対抗して、日露両国が「満州」における鉄道利益を維持するために結んだものであるが、第一次と同じように秘密協約が結ばれ、相互の特殊利益をより強固にすることが盛りこまれた。

第二次日露協約が発表される直前、6月28日に直隸省の憲政研究会が会議を開き、この協約にいかに対処すべきかを討議し⁴、協約が調印された7月4日には「日露密約がなつたのは[中国の]分割が遠くないことであり、各省が共に救亡策をはかるう」との電報を『時報』に寄せ、各方面への連絡を要請している⁵。7月11日には北京の国会請願代表団が評議会を開き、3件を議決している。そのなかの2件は⁶、

① 代表団が行うべきこと。

イ. 資政院への国会速開の請願を旧暦9月に行うことに決めていたが、請願の範囲を広げ、各団体の代表が旧暦8月までに北京に来るよう督促する。

ロ. 日露協約は中国の存亡に関係するので、政府にどのように対処するのか質問書を提出する。一般国民には「日露協約にどのように対処すべきかについての」意見を求める。

② 諮議局連合会に提出すること。

イ. 国会が開かれなければ、納税しないという主義を提唱し実行すること。各省の諮議局は国会が開かれるまでは、新しい租税を承認しないこと。

ロ. 各省諮議局は今年の常年会で国会の速開を要求する一議案だけに限ること。もしこの目的が達成できなければ、「全ての」諮議局が同時に解散すること。

というものであった。第二次日露協約が中国の存亡に大きく関わるという民族的危機感が、上掲の①②の決議を代表団にさせたものといえるであろう。

この議決後、請願代表団は、国民に対して「国会請願同志会幹事孫洪伊等為日俄協約泣告国民書」(『申報』9月7, 8, 12日)を發表し、政府に対して「代表団為日俄協約事上政府書」(『申報』9月11, 12, 13日)を提出した。前者では、第二次日露協約が「滿州を分割するための攻守同盟である」(『申報』9月7日)と指摘し、第二次日露協約の成立は「吾が種族が絶滅する予兆である」(『申報』9月8日)と厳しく批判し、後者において、代表団は政府に対して、①日露の新協約を清朝政府がすでに承認したのかどうか、②今回の新協約がポーツマス条約の主旨に違反していることを日露両国に質問し、正式回答を要求するのか否か、③日露の新協約の締結に対してどのような方法で対処するのか、という質問を提示している。

(『申報』9月13日)

上掲の①のイを受けて、代表団は全国の同志にむけて、次のような通告を行った⁷。

前に議決の案内をしたように、本年旧暦9月に〔資政院に〕間接的請願の方法を実行することとした。刻下、日露新協約が出現し、〔中国に〕滅亡の禍が差し迫っている。貴団体におかれては速やかに代表を挙げて、共に対策を協議するため、旧暦8月20日までに北京に参集をお願いしたい。

以上、指摘したところから、第二次日露協約の締結が北京の代表団を始めとする請願運動を推進する人々に中国の民族的危機が一層切迫したと認識させ、その危機を打開するため第三次請願を早めなければならないと決意させたものといえるであろう。

第三次国会速開の請願運動について触れる前に、諮議局連合会について言及しておきたい。もともとこの諮議局連合会の構想は、1909年12月に上海で開催された国会速開の請願を求める諮議局代表者会議においてすでに提案されていたもので、「諮議局代表者が毎年、旧暦6月内に上海に集まり、各省の利害が共通する議案について研究し一致をはかって対処する」ことを目指していたが、国会請願に直接、関わる事柄ではないという理由で、各諮議局に持ち帰ることになった⁸。その後1910年3月、北京の国会請願代表団が諮議局連合会章程とその理由書を各省諮議局に送付し、旧暦6月の開催地を上海か北京のどちらにするかを多数決で決定したいと提案した。この提案には北京で開催したいという意図が代表団にあったようで、当初は上海を支持する意見が多かったが、代表団が説得して、北京での開催にもちこんだようである⁹。

諮議局連合会章程は全36条で、諮議局連合会が各省諮議局から派遣された議員で組織されること（第1条）、毎年旧暦6月に北京で開かれること（第5条）、期間は20日間で10日間の延長が可能であること（第6条）、議事の範囲は、①各省諮議局の共通の利害に関する事柄、②資政院に提案す

る事柄の準備、③本会の章程及びその他各種の規則に関する事柄であり(第8条)、会議で決定された議案は各省諮議局が統一行動をとること(第9条)等が規定されていた¹⁰。

諮議局連合会は、8月17日に開催されて10月9日に閉会するまで13回の会議を行った。提出された議案は46件で、そのうち議決されたのは14件で¹¹、議決された中に資政院に提出する国会速開を求める議案が含まれていた¹²。また前述した8月19日に代表団の評議会が決定した3件のうちの②を、代表団が諮議局連合会に要請しており¹³、国会速開の請願運動において、北京の請願代表団と諮議局連合会は密接な関係にあった。この点を考慮すれば、侯宜傑氏が指摘されているように、諮議局連合会が各省諮議局では単独に対処できなかった共通の利害問題や全国的な政治問題を検討し提案することによって、運動を全国的に発展させる役割を担え得るものであったといえるであろう¹⁴。

(2) 第三次国会速開請願運動の展開

第二次日露協約の締結と日韓併合を受けて、第三次請願を予定より早めることを決定した北京の請願代表団は、9月29日に談話会を開き、第三次請願を早めることを確認し、摂政王、資政院、政務処に国会速開の請願書を提出することに決め、その起草者に方還を推挙し、10月4日に会議を開き、そこで決定することにした¹⁵。

10月4日にどのような会議が開かれたのか不明であるが、10月7日に第三次国会速開請願運動が開始された。

第三次の国会速開請願運動は、次のような3つの方法で展開された。

- ① 代表団が資政院に国会速開の請願書を提出し、資政院が上奏するという間接的請願。諮議局連合会も資政院に国会速開の請願書を提出する。
- ② 国会速開の請願を補強するために、代表団のメンバーによる摂政王載灃や慶親王奕劻・那桐等の軍機大臣への個別的な直接的請願。

③ 各省の国会速開請願同志会を始めとする諸団体の人々の力を結集して督撫に国会速開の代表を要請するという間接的請願。

以下、これらの請願運動の経過を手短かに述べておきたい。

まず①の資政院への請願書の提出について。

資政院が予定どおり10月3日に開院すると、10日午後、孫洪伊ら請願代表が資政院に国会速開の請願書を提出した。資政院の秘書庁が請願書を受理した¹⁶。その後、請願書は陳請股の審査に付され、その結果が10月19日の資政院で報告され承認を得て、22日に請願書が議題にのぼり、討議を経て表決に付された。その際、出席議員が「万歳」と叫ぶなか、国会速開案を満場一致で通過した。すぐに上奏文作成の起草委員6人が指名され、26日に起草された国会速開請願書の草稿を全員一致で承認し、議長より国会速開の請願書が上奏されることとなった。資政院議員の半数を占める官選議員もこぞって国会速開案に賛成しており、該時期の国会速開運動の盛り上がりは資政院議員に及ぼした影響を見て取ることができるであろう。

次に②の北京に集まった請願代表たちによる清朝政府の首脳への個別的、直接的な請願について。

北京に集まった請願代表たちによる摂政王への請願の様子は概ね次のようであった。

資政院に請願書を提出した10月7日の正午、請願代表団の代表として孫洪伊等6人と、同日参加した代表団のメンバーである李長生等17人の計23人が摂政王邸に赴き謁見を求めた。しかし摂政王が不在で会えなかった。交渉の末、10日午後3時、2、3人の代表だけで謁見するとの約束を取り付け、摂政王が邸宅に帰るのを見届けるために6人が居残った。孫洪伊等は請願書を提出するため資政院と政務処に赴いた¹⁷。そこへ民政部尚書の肅親王善耆が訪れて居残っていた6人を説得し、翌日自分が摂政王に請願書を代陳すること、9日に代表団の代表と会見することを約束した。そのため6人は摂政王邸を引き上げた¹⁸。摂政王が請願代表たちに会おうとしなかったとみた『時報』の記者は、「嗚呼、中国の上下の懸隔の一斑をここ

に見ることができる」と報じている¹⁹。

その後、請願代表団のメンバーが軍機大臣の慶親王奕劻、那桐、毓朗、徐世昌を相次いで訪問し、国会の速開を請願した。結果的に4人全員から国会速開への賛同を得ることができたが、慶親王と那桐には当初、面会することができず、とくに慶親王の対応は老獪で請願代表たちを手こずらせた²⁰。

代表団のメンバーが慶親王に謁見できなかった時、『時報』が²¹、

国会請願代表が摂政王に謁見を求めたが、摂政王は邸宅に居らず、肅親王が代わりに会見した。国会請願代表が慶親王に謁見を求めたが、慶親王は邸宅に居らず、烏將軍が代わりに会見した。ああ、慶親王にさえ謁見できないのに、どうして摂政王に謁見を求めることができようか。さらにどうして国会速開の請願を望むことができようか。と述べているように、国会速開の請願代表に対する清朝首脳部の対応は樂觀できるものではなかった。しかしながら、軍諮大臣載濤、度支部尚書載澤、郵伝部尚書唐紹怡等が国会速開に支持を表明しており²²、請願代表団の政府首脳部への直接要請は一定の効果があつたものと言えるであろう。

次に③の督撫に国会速開の請願の代奏を要請する運動について。

督撫に国会速開の請願の代奏を要請する運動は、まず直隸省で行われた。その様子を『大公報』(11月7日)は、次のように報じている²³。

11月6日午前9時、直隸省の人民千人余りが東馬路の宣講所内に集まった。演説が終わった後、李向辰等12人を領銜に「公推」し、11時に国会速開の代奏を要請するために皆で督署に赴いた。先頭には黄色の大きな旗が8本、そこには「順直人民呈請代奏速開国会」の文字が書かれていた。督署に到着すると、二門の外で停止し待たされた。(中略) 総督とその幕僚が領銜と長い時間、論議し、領銜が繰り返し代奏を哀願してやっとその承認を得た。今晚すぐに上奏の原稿を書き、明日上奏することになったという。受付所で署名した時、1時の鐘が鳴った。

他の省における督撫に代奏を求める請願もこの報道のように、請願者たちの行進は整然となされ、わずかな代表者だけが、総督と会見して国会速開の請願代奏を哀願し、その間、多くの参加者たちは静かに朗報が届くのを待っているというのがほぼ共通した請願風景であった。

直隸省に続いて、11月17日に河南省で約3千人が参加して²⁴、11月24日に山西省で約千人が²⁵、陝西省でも数千人が参加して²⁶、12月1日には福建省で3,4千人が²⁷、四川省でも3千人余りが参加して²⁸、12月4日に貴州省で4,188人が署名して参加し²⁹、12月14日には湖北省で約2千人が参加して³⁰、さらに奉天省、吉林省、安徽省等でも³¹、督撫への請願代奏の要請が行われている。

これらの督撫に国会速開の代奏を求める運動は、第二次請願運動が集会を開いて演説し、代表者を選出し、署名活動をするというものであったのに比べると、示威運動の形態をとり、多くの省で行われていることから、全国的な大衆の運動であったと評価されている³²。福建省と湖北省の事例をとりあげ、督撫に対する国会速開の代奏を要請する運動について若干の考察をしておきたい。

福建省では、12月1日に省内の9府2州の人民と福建省出身の華僑、およそ3,4千人が総督に代奏を求めて督署に赴いている。福州府学の明倫堂から督署までの行進は、「請代奏速開国会」と書かれた大きな旗を先頭に、福州府、泉州府、永春州等の9府2州がグループとなり、それぞれ隊列を組んで、その先頭に「国会請願の旗」を掲げて、衣冠を着飾り整然と行われている³³。

この行進には請願同志会や諮議局、商会等のメンバーが参加しているけれども、彼等は団体のメンバーとしてではなく、福州府や永春州等の行政単位で地域別に参加しており、福建省全体の請願という形式を装っているのが特徴であった。

今回の督撫への代奏請願は諮議局の主導によるものであった。諮議局はその実行にあたって各団体に参加の要請をしているが、その際、「群力を集

めて〔総督に〕上呈するため、各府・県〔の出身者〕はそれぞれ会館会議を開いて、必ず請願の目的を達成できるようお願いしたい³⁴と述べていることから、9府2州の参加者は必ずしも福建省の各地から集まったわけではなく、福州に居住している各地方の出身者であったのかもしれない。

湖北省では、12月14日に漢口の32団体と武昌の7団体、合わせて39団体、約2千人が参加して総督に国会速開の代奏の請願を行っている。参加者が各団体の徽章と同志会の徽章を胸につけて行進しているのが印象的である。この中に漢口同志会、湖北同志会、黄梅県同志会が参加しており、参加した人数では同志会が最も多かったようである³⁵。今回の運動を主導したのは漢口請願国会同志会であった。諮議局は39団体の中に名を連ねていない。漢口請願国会同志会は旧暦5月に開いた大会で第三次国会速開請願運動について討議し、次の3点を決めていた³⁶。

- ① 各省と連合して急ぎ請願〔の準備を〕する。
- ② 各省諮議局が議案として国会速開を提出して督撫に代奏を要請する。
- ③ 各省の府・庁・州・県に同志会を組織し、連合して各省の督撫に代奏を要請する。

この決議がどのように実行されたのか、とくに③の府・庁・州・県の同志会がどれほど組織されたのかはよくわからない。漢口同志会はその後、会議を重ね、12月14日に督撫への代奏請願を行うことを決定した。しかし12月5日に国会開設を3年短縮するという上諭が公布されたため、同志会は12月9日に各団体の代表と協議し、予定どおり14日に行うことを決めている³⁷。

上述したように、督撫への代奏を求める運動には、省全体の請願形態を装う福建省のやり方と、同志会等の団体を結集した湖北省のやり方があった。運動の形態は異なるが、請願運動を省城から府・庁・州・県の地方へ拡大しようとする意気込みを見てとることができるであろう。

第三次請願運動において、新疆省を除く21省の諮議局が代表を北京に派

遣し、新疆、黒竜江、甘肅、浙江の4省を確認しえていないけれども、残りの18省で国会速開請願の省同志会が成立して活動を展開し、さらに督撫に対して国会速開の代奏を求める大衆的な請願デモが直隸、河南、山西、陝西、福建、四川、貴州、湖北、奉天、吉林、安徽の11省で実行され、さらに人数は不明であるが、商会、教育会、華僑等の代表が北京に派遣されていた。これらのことから、第三次請願運動が全国的な運動として、また一定の大衆的な運動として展開したといえるであろう。

(3) 直隸省における第三次国会速開請願運動

第三次請願運動を始めるにあたって、全国的な請願運動として展開するために北京の請願代表団が再編成され、地方の同志会の組織強化がはかられたことはすでに指摘したとおりである。その構想はどのように実施されたのであろうか。

例えば、各省の省城には省城同志会分会が設立されるはずであった。しかし奉天省をはじめ多くの省では従来どおりの呼称を使用しており、設立を確認できたのは福建省と吉林省でだけ³⁸、分会規則の制定を確認できたのは福建省城請願同志会だけである³⁹。

また第三次請願運動は多くの省で第二次請願運動よりも盛んな活動を展開しているはずであるが、前述した督撫への請願代奏を除いて、散発的にしかその活動をつかむことができない。そのため第三次請願運動でも第二次請願運動の場合と同様に、直隸省を事例としてとりあげ、請願運動がどのような大衆的運動として展開していたのかを、より具体的に考察していきたい。

第二次請願運動が失敗した直後、順直国会請願同志会にとって重大な事件がおこった。それは国会速開請願書の署名簿の最初に名前が書かれていた劉春霖が、彼は科挙制度最後の状元となり有名となったので筆頭署名者となっていたのであるが、自分は署名していないと主張していると、吏部右侍郎の呉郁生が代表団に語ったことに端を発した国会速開の請願書の署

名「詐称事件」であった⁴⁰。北京の請願代表団からこの件について詰問された順直請願同志会は調査すると同時に、劉春霖にも確認の手紙を出すと、劉春霖から誰かが代筆したのであって自分は署名していないという返事が届いた。北京の代表団は順直同志会に、劉春霖との手紙のやりとりを公表して是非を天下に仰ぐべきであり、署名された請願書、ひいては請願代表団に対する政府の信用を失わないようにするためにも、今後、署名の手続きを慎重にするようにと要請している⁴¹。

劉春霖の請願書署名「詐称事件」に何とか決着をつけた後、順直同志会は第三次請願運動をどのように行うかについて会合を重ね、7月12日の会合で、順直同志会から幹事を各府に派遣して、「紳・商・学・警」の各界と連合して府に同志分会を組織すること、さらに府が各県を連合して同志会の疎通をはかるようにすることを決めている⁴²。これは、前述した北京の同志会が決定した地方組織の拡大方針と同じ発想であり、省城一府一州・県という縦の行政組織にみあった形で同志会の組織を拡大しようとするものであった。

同じ頃、順直同志会は、地方の「紳・商・学・警・自治」の各界から第三次請願の方法についての建議や同志会章程の送付依頼を受けており、「民気は以前とは比べものにならない」と『大公報』（7月19日〈本埠〉「紳民国会熱」）は報じている。その影響を受けてか、同志会は「職員」50人余りが集まり、分会の「公啓」と「簡章」を議定している⁴³。同志会の「簡章」は次のようであった⁴⁴。

宗 旨：同志を連合して速開国会を要求することを宗旨とする。

名 称：凡そ某州・県にいる者は某州・県同志会と称し、「分部」と「総部」との区別はない。

組 織：まず数人が発起してそれぞれ連絡し合い、各自が幹事としてふるまう。その後、多くの人と連絡できるようになるのを待って、幹事を「公推」し、残りは皆、会員となる。

職 責：幹事は会員に連絡をとり、全局を統一する責任を負い、会員は宗旨を鼓吹し義務を分担する責任を負う。

所在地：事務所を地方の公共場所の中に設置するか、ほかの適当な場所に設置するかは発起人が斟酌する。成立後は直隸〔省〕同志会に通知し通信の便宜をはかる。

経 費：費用は多くならないようにする。熱心な人から酌量して資金援助を受ける。

期 限：国会の召集日を解散の時期とする。国会が一日開かれなければ会員は一日の責任を尽くさなければならない。

（付則）この規定は普通の「簡章」を実行し組織する時のものであり、各地の状況を斟酌して行うことができる。すでに成立しているものはそのままでもよい。ただ「簡章」に大きく背くことはできない。

ここに掲げた「簡章」は、上述した北京の同志会が構想したような省城一府一州・県という縦の行政組織にみあった形での地方組織の拡大とは異なり、地域の有志の自主的な同志会の結成を提唱している。しかし実際には、順直請願同志会はまず省内の各府に同志会の結成を促し、その後府内の州・県に同志会を設立するという方法をとったようである。この時期、順直請願同志会は、諮議局が「差徭」の実態調査のために派遣していた催辦自治員に州・県の同志会分会の結成に協力を要請している⁴⁵。この要請をする少し前に、天津に戻ってきた催辦自治員が「各地の州・県の同志会は盛んである」と報告している⁴⁶。これらの記事から直隸省では府と州・県レベルでも同志会分会がある程度結成されていたものと推測されるけれども、今のところ確認できているのは、広平府、宣化府の2つの府同志会と、順徳府の邢台県同志会だけである。

上述したような組織的拡大を推し進めながら順直請願同志会は、第三次の国会速開請願へ向けて活動を展開している。その主な活動は、

- ① 直隸総督に国会速開の代奏を求めること。
- ② 北京に代表を派遣すること。
- ③ 国会速開の請願署名を集めること。
- ④ 民衆への啓蒙活動をおこなうこと。

であった。

①についてはすでに言及したように、11月6日、直隸総督への国会速開を求める請願デモを行い、総督から代奏の承認を獲得している。しかしその請願計画がいつ、どのように決められたのかは明らかではない。急に決まったものと思われる⁴⁷。

②については、北京の代表団の計画では、府・庁・州・県から1人ないし2人を、北京に近い省からは少なくとも100人以上を北京に派遣することになっていたが、第三次の請願代表として直隸省から何人が北京に派遣されたのか、不明である。

なお、天津の商界代表として、第二次請願代表であった杜小琴の他に、新たに2人が「公推」されているが⁴⁸、その決定過程を『大公報』（1910年10月4日〈本埠〉「上書有期」）は概ね次のように報じている。

10月7日に北京の代表団が摂政王に国会速開の請願に赴くというニュースを得た直隸商業研究所が10月2日、各商店の董事を召集して会議を開いた。この会議に商界、工界、学界、諮議局議員等から百数十人が参加した。まず議長が開会の宗旨、北京代表団の最近の動向、第三次請願運動の方法について報告し、ついで諮議局常駐議員、国民公報の經理、北方日報の總經理等が演説を行い、演説の終了後に各商店の商董・会員が昨晚〔10月3日〕、商會に集まることを「公決」し、北京に赴く代表を「公挙」することとした。

直隸省以外の代表選出の様子を報じた新聞記事の多くも、ほぼこのような内容で描写されている。ここで注目しておきたいことは、『大公報』の記事が同じ代表の選出において「公挙」と「公推」とを使い分けていることである。

ところで、北京の請願代表団が再編されたとき、次のように報じられていた⁴⁹。

代表団の組織を変更したのは、元来の代表団が各省諮議局議員に限られていたからで、この度、各団体の代表が加入して一つの大きな団になった。前日、「公推」により、雷奮、鄧孝可、孟昭常、方還を章程の起草委員とし、[北京] 駐在職員 [の庶務・会計・書記・招待員等] は十人とし、十人の中から幹事長一人を「公推」することを議定した。昨日、事務所で投票による「公挙」で孫洪伊、方還、陳登山、黎宗嶽、周樹標、吳錫齡、鄧孝可、文耀、李素、郭衛村の十人が当選した。

ここでは「公挙」は投票により決定するという意味で、「公推」は投票ではなく、みんなで推薦するという意味で使用されている。「公挙」も「公推」も両方とも当時の新聞に頻繁に使用されているけれども、その違いが明確に判断しにくいものが多い。しかし「公挙」は投票して選出したという意味で使用されていると判断しておきたい。

このように「公挙」によって請願代表や同志会の幹事が選出され、集会や会議の進行においても「演説」が採用されて、参加者の合意を得る重要な役割を果たしていることから、国会速開の請願運動において一定の民主主義的な運営が取り入れられたものと評価したい。

次に③の請願署名活動について触れておきたい。

第二次請願運動での直隸省の署名者数が数万から20万人であったと『大公報』等で報じられていたが、侯宜傑氏が中国第一歴史档案馆で見つけられた『国会請願紳民銜名冊』には署名者が25,051人とあった。北京の請願代表団は第三次請願では各省が少なくとも100万人以上の署名を集めるようにもくろんだが、全体でどのくらいの署名が集まったのか不明であり、直隸省での第三次請願の署名者数も明らかではない。しかし個別的な署名については、『大公報』で報じられているので、いくつかその事例をあげておきたい。

① [天津の] フランス租界にある儀品公司の労働者である何茂、徐翠

璋，伍岳奎，許連仲等の百数十人が先日，署名簿が入った手紙を順直請願国会同志会に寄せてきた⁵⁰。

- ② 天津の広貨行商人の劉体乾，价生（下男）の宋觀臣，茶葉行商人の宮子瑜，武生（旅芸人）の張夢祺，学生の王寶城，羊角燈の修理人の陸長発，その他各行の商人の20数人が，署名して先日，同志会に手紙を寄せてきた⁵¹。
- ③ 京奉鉄道の唐山製造廠に勤めている絵図部総理の某君が同志6人と署名簿を順直請願同志会に送ってきた⁵²。
- ④ [天津の] 鈴鐺閣通りにある徳盛洋車廠の邢徳光が人力車夫10人余りと一緒に署名をし，手紙で順直請願同志会に送ってきた⁵³。

ここには，会社の店員，鉄道労働者，行商人，学生，旅芸人，下男，人力車夫等が国会速開の請願書に署名し，順直請願同志会に郵送してきたことが記されている。珍しいから新聞に掲載されたのかもかもしれないが，国会速開の請願運動を担った「紳・商・学・警・自治」の各界，いわゆる立憲派と称される社会層とは異なり，より下層の都市住民が国会速開の請願署名を行っていることから，直隸省における第三次請願運動が第二次請願運動よりも一層，大衆的な広がりを見せているといえるであろう。

請願運動を行うには活動資金が不可欠であるが，北京の請願代表団も資金不足に悩んでいたようである。直隸省で行われた請願運動への募金活動について触れておきたい。

北京の代表団が直隸省の憲政研究会に寄せた手紙のなかで，北京の代表団の経費が1909年12月30日から1910年6月6日までに「洋1521元」の赤字となっており，1910年旧暦5月分だけでも「洋809元」の赤字であると訴えている⁵⁴。

それに応えて，海下新城村の劉士英が北京の請願代表団に10元，北京の代表団が発行していた新聞『国民公報』に10元の寄附をしており⁵⁵，北京代表団の一員である孫洪伊の実弟も『国民公報』に「洋50元」を寄附している⁵⁶。

順直請願同志会にも、寧河県の潘莊鎮と盧台鎮の自治界と学界の6人が⁵⁷、また行唐県と蠡県の士紳5人が⁵⁸、さらに新泰銀号の総理等が寄附をしている⁵⁹。

わずかな事例にすぎないが、直隸省の各地から同志会へ寄附がなされており、請願運動への支持と期待の増大を反映したものといえるであろう。

次に④の活動、すなわち直隸省の請願同志会が中心になって行った民衆への啓蒙活動について論及していきたい。第三次請願運動を成功させるためには、同志会の組織を拡大して勢力を増大させることが重要な課題であったが、そのためにも国会を速開しなければならない意義を宣伝し、民衆の支持を拡大していくことが大切であった。

第一次請願運動の失敗後、1910年3月14日に「継続請求速開国会順直団体事務所」が、次のような文書を全国各地に送付していた⁶⁰。

今、各省の紳民が連絡して立ちあがり、国会の速開を要求していることはまことに幸いなことである。しかしその動きを見ると「紳」が多くて「民」が少なく、勢力が弱く〔請願を〕進行するのは困難である。政府はこのことを洞察しており、〔請願運動の〕気力を挫こうとして我が民の程度を調べている。北京に滞在している代表は進退ともに窮まっている。我々はこのことを危惧している。そこで醒世画を町々に張りめぐらして市民の目を惹きつけ、各方面に鼓吹して目的を達成するまで止めないよう努めたい。

このように直隸省では早くから、「紳」を中心とした国会速開請願運動に限界を感じ、多くの「民」を巻きこんだ大衆的な運動へと発展させなければ成功しにくいと自覚され、民衆への啓蒙活動の必要性が主張されていた。

『大公報』には、国会速開を求める絵画や白話で書いた文章を印刷して配布するとか、「醒世画」を駅に貼ってもらうために全国の駅長に送付するという記事や⁶¹、京奉鉄道の唐坊駅の駅長が国会速開を求める宣伝の「公啓」を駅に貼り、演説をして啓蒙活動をしているとの記事⁶²、或いは「戯園」で中国の危機を訴える「公啓」や図説を配布することを決めたという

記事等が掲載されている⁶³。

前述したように、第二次請願運動の失敗後に再編成された北京の請願同志会は、省分会が国民と人民との関係について白話の印刷物を作成し、府・庁・州・県に配布し、演説に利用することを期待していた。このような絵画や白話による宣伝は、民衆への国会速開の意義を啓蒙する上で有効な方法であった。

ところで、民衆を啓蒙する必要性はすでに地方自治を推進するなかで認識され、その方法として閱報社、宣講所、講報社の設立が提唱され、それらが直隸省では1905年頃から作られはじめていた。1910年4月30日の『大公報』の社説が、

大抵、民智を開通させるのに、[知識を広め高めることを民が]自ら願うようにさせることより難しいことはない。強制することは不可能であり、勸導するのも効果があがらない。自ら願うようにさせる道は広く閱報社を設けることである。閱報社の設置は非常に簡単である。公的場所を選んで、机と椅子を備え、いくつかの新聞を購入し具えておけばよい。

と述べているように、閱報社は交通の便利な場所に、新聞、白話報、画報等を用意して自由に閲覧を認めたものであった。しかし、郷村では識字者が少ないので閱報社はあまり有効ではない。同じ社説は、「郷民の[知識を]開通するためには、広く講報社を立てることが切実で有効である」と講報社の役割を強調している。講報社や宣講所は、新聞を主な題材にしながら、宣講員が演説し解説して聴衆を啓蒙するものであったが、その主な内容は、迷信の打破、阿片の吸飲禁止、地方自治や憲政に関するものであった⁶⁴。

国会速開請願運動は、いわゆる立憲派と呼ばれる社会層が推進したが、彼等は同時に地方自治の推進者でもあった。地方自治の推進は清朝の国策となった立憲化の基礎として位置づけられており、閱報社、講報社、宣講所の設置は地方自治を推進する一貫であった。そのため立憲派は公然と閱報社、講報社、宣講所を利用して憲政知識を広めながら、国会速開の宣伝

をすることが可能であった。憲政白話報や国民白話報の発行、さらに私立の法政学堂の設立構想も、民衆の憲政知識を高め普及するために提唱されたもので⁶⁵、国会速開請願運動と密接な関連をもっていた。

以上、考察したところから、直隸省の第三次請願運動では、北京の請願代表団の指示を受けて、府・庁・州・県レベルの分会の組織化が進められ、分会を設立するための「簡章」も作成されていた。府・庁・州・県の分会の成立を確認できたのはわずかではあるが、直隸省全体での請願同志会のネットワークづくりが強化されていたことは確かである。このような請願同志会の組織強化が、全国に先がけて、直隸総督に国会速開の代奏を求める請願デモを敢行し、代奏の承認を獲得する力になった。

直隸省の同志会は、幅広い請願署名活動、請願運動への募金活動、ピラ・絵画による国会速開の宣伝活動、閲報社・講報社・宣講所を利用した民衆への啓蒙活動を行っており、直隸省の第三次請願運動においてより一層、運動の大衆化がはかられたと評価しうるであろう。

さらに北京に派遣する請願代表の選出や同志会の幹事が、「公挙」すなわち、投票によって選出されており、集会や会議の進行において「演説」が参加者の支持を得て合意を形成する重要な役割を果たしていた。この点から直隸省の国会速開請願運動に一定の民主主義が導入されたものと評価したい。

(4) 国会速開請願運動の分裂

上述したように、第三次の国会速開請願運動は第二次よりもさらに運動が広がり、同志会を中心とした全国的で大衆的な運動に発展した。このような第三次請願運動に呼応して、11月26日、19人の督撫と将軍が連名で責任内閣の設置と国会の速開を求める上奏を行った。この間、責任内閣の設置等を求めて督撫の上奏が個別的になされてきたが、今回は雲貴総督李経羲の提案を契機に連名で上奏された点に大きな意味があり、この上奏には、直隸総督陳夔龍、兩江総督張人駿、閩浙総督松壽、四川総督趙爾巽、

陝西省巡撫恩壽、新疆省巡撫袁大化を除いた督撫が参加した⁶⁶。各省で展開した国会速開の代奏を求める要請に応じた督撫の多くが、この連名の上奏にも名を連ねた。その結果、清朝の地方政権を支える多くの督撫が国会速開運動に呼応したこととなり、清朝政府に国会の開設を早めさせる大きなプレッシャーを与えることになった。

このような全国的な請願運動を背景として、資政院から国会速開の請願書の上奏を受けた清朝は、11月4日、国会の開設を予定より3年早めて宣統五年=1913年に国会を開設する上諭を公布した。

第三次請願で国会開設時期を早めた理由を、4日の上諭は、「今、人民の代表の請願が誠を尽くし、内外の群臣百官の多くが〔国会速開の〕急進を主張して、民気が奮発し、衆論が一つになった」ためであると説明している。大規模で全国的な国会速開請願運動の展開が、清朝に既定の立憲化プランを修正させ国会開設を3年短縮させることとなった。

ところが、国会の開設を3年短縮する上諭を公布した同日に、清朝は、「すべての各省〔の請願〕代表人たちを、民政部と各省督撫に適切に説諭させ、即日〔北京から郷里に〕帰らせ、それぞれ職業にいそませ」るように命じたもう一つの上諭を公布して、請願運動の継続を禁止した。

請願代表の北京からの退去を命じた上諭が公布されると、すぐさま北京の請願代表団は会議を開き、代表団はただちに解散し、同志会も解散することを決定した⁶⁷。しかし、この決定はすぐに公表されず、11月7日に「請願団代表孫洪伊等」の名前で各省諮議局に、「国会〔の開設時期が短縮されたの〕はわずかに3年であり、人心は失望している。いかに対処すべきか、速やかにご返事をお願いしたい」という電報を打ち、その返事を待って正式に公表することとした⁶⁸。

諮議局からの返事で確認しえたのは、代表団の解散に反対した直隸省と陝西省の2つの諮議局⁶⁹、請願の継続を主張した河南省・湖北省・江西省・福建省の4つの諮議局⁷⁰、それに代表団の解散に賛成した江蘇省諮議局だけである。代表団の解散をいくつの諮議局が支持したのか、今のとこ

ろ確認しえていないが、北京の請願代表団が、「同志会幹事孫洪伊等」の名前で、代表団の解散と今後の運動方針を公表しているの、請願代表団の解散に過半数の諮議局が同意したものである。公表された内容は、以下のものであった⁷¹。

- ① 代表団は清朝から解散命令が出されたために解散する。将来、別の組織をつくることにしたい。
- ② 同志会は、国会の成立するまで解散しないという宗旨に従い、存続することとする。北京の同志会「総部」は通信機関として利用する。
- ③ 宣統五年の決定を覆すことは難しいが、宣統四年の春か秋に国会を開会できるように努力する。
- ④ 憲法・議院法・[議員]選挙法・官制・内閣組織法等については、編定過程に参与できるように努めたい。
- ⑤ 同志会を政党に改組すべきであるという意見が多かったの、慎重に政党作りに努めたい。
- ⑥ 国会速開の継続を要求する省があれば、一面で政府を促し、もう一面で民気を喚起して宣統四年に国会が開けるようにつとめ、また一般国民の憲政を希望する熱意をさらに高めるように切望する。

この北京の請願代表団の解散宣言によって、同志会の「総部」も単なる連絡機関となり、請願運動の中枢部がなくなり、全国的な国会速開運動は収束することとなった。しかしながら、省を中心とした個別的な請願運動の継続の道は残されており、宣統五年まで国会の開設を待てないと主張する省によって、第四次国会請願運動が推進され、国会速開請願運動は分裂することになった。

ところで、北京では国会の開設が3年短縮されたのを祝って学校が3日間休校となり、11月6日に提灯行列が行われ、前門から天橋に至る道路に赤提灯が掲げられ、「戲園」では料金が割引となった⁷²。

上海、蘇州、通州等でも北京と同様、国会開設の3年短縮を祝って、学校が休校となり、提灯行列が行われた⁷³。しかし、他の省でどのような祝

賀行事が行われたのかについては、当時の新聞にはほとんど報じられていない。

なぜ江蘇省で国会開設の3年間短縮を祝う行事がさかんに行われたのか、その理由を今のところ見出せないでいる。直接的には江蘇省諮議局が、国会開設を宣統五年とする上諭が公布されると、すぐさま資政院、江蘇省巡撫、上海の教育総会、蘇州の総商会、各省諮議局に感謝と祝賀の電報を打って、上諭を支持する態度を明確にしたためであるが⁷⁴、注目すべきことは、江蘇省諮議局が議長張謇の名前で、第三次請願方法を提案していたことである⁷⁵。それは、

- ① 第三次の国会速開請願では資政院に請願書を提出すること。
- ② 請願書の提出は、旧暦10月末から11月にかけて、資政院の開院中に行うこと。
- ③ 江蘇省では諮議局議長が請願人になること。
- ④ 諮議局議長による請願団を結成して、第三次請願に真面目を開くこと。

であり、③と④の提案は独自性があつたが、実現されなかった。

問題は、この提案と同時に江蘇省諮議局が、次の2点を声明していたことである。

一つは、第一次請願代表となって以来、北京の代表団で活躍していた方還を江蘇省諮議局の請願代表から解任したことである。その理由は、資政院議員としての活動に専念して欲しいということにあった。

もう一つのより重要なことは、江蘇省は第三次請願代表を派遣するが、北京の請願代表団には参加しないし、北京の代表団事務所が送付する書信には関与しないと主張していたことである。

この声明どおり江蘇省諮議局が、第三次請願運動において北京の代表団に参加しなかったのか、あるいは何か独自の動きをしたのか、今のところ不明で、今後の課題である。なお解任されたはずの方還はその後も北京の代表団の一員として活動している。

註

- 1 『時報』1910年7月1日「社論」「敬告国民」。
- 2 『時報』1910年7月9日「社論」「論国民宜速準備第三次請願国会之進行」。
- 3 『申報』1910年7月13日〈要件〉「国会代表団五月二十日奉上海論後之議決案」。
- 4 『申報』1910年8月11日〈緊要新聞一〉「籌議对付日俄協約之方法」。
- 5 『時報』1910年8月9日〈要電〉。
- 6 『申報』1910年8月19日〈緊要新聞一〉「国会代表與日俄協約」。
- 7 『大公報』1910年9月4日「国会代表団致各同志之通告」。
- 8 『申報』1910年1月2日「国会請願代表在滬會議統紀」。
- 9 『時報』1910年4月19日〈要電〉。4月28日の『時報』は、諮議局連合会の開催地として上海を支持する省が当初、多かったと報じているが、4月3日の『時報』では、回答を寄せた14省の諮議局のうち、北京を支持したのは9省、上海を支持したの5省であった、と報じている。
- 10 『盛京時報』1910年8月18日〈專件〉。
- 11 侯宜傑『二十世紀初中国政治改革風潮』（人民出版社，1993年）292～295頁。
- 12 1910年9月9、10日の『申報』に諮議局連合会が資政院に要請した提議案が掲載されている。
- 13 『申報』1910年8月31日〈緊要新聞一〉「代表団對於連合会之要求」。
- 14 侯宜傑，前掲書，294頁。
- 15 『申報』1910年10月6日〈緊要新聞一〉「第三次国会請願之會議」。
- 16 請願代表が資政院に請願書を提出した日については韋慶遠氏等（『清末憲政史』325頁）と侯宜傑氏（前掲書，305頁）の9日午後に提出したという主張にしたがった。なお本文に引用した『大公報』によれば7日となる。『正宗愛國報』（1910年10月9日〈国事要聞〉「請願国会代表上書統聞彙誌」）によれば，10日午後である。
- 17 『申報』1910年10月13日〈緊要新聞一〉「第三次国会請願上書記」。
- 18 『申報』1910年10月16日〈緊要新聞一〉「第三次国会請願紀」。
- 19 『時報』1910年10月14日〈新聞旧聞〉。
- 20 『申報』1910年10月18日〈緊要新聞一〉「第三次国会請願上書記」；10月19日〈緊要新聞一〉「国会代表謁慶邸詳情」；10月21日〈緊要新聞一〉「国会代表謁見那徐兩相情形」；10月26日〈緊要新聞一〉「代表謁見朗貝勒慶邸詳聞」。
- 21 『時報』1910年10月19日〈時評一〉「国会請願之無路」。
- 22 『申報』1910年10月29日〈緊要新聞一〉「新貴大臣之国会熱」；10月31日〈緊要新聞一〉「各省官民の国会熱」。
- 23 『大公報』1910年10月6日〈本埠〉「巔懇邀准」。
- 24 『時報』1910年10月27日〈要聞〉「国会之動機」。
- 25 『申報』1910年11月4日〈緊要新聞二〉「晋陽紳民請求国会詳記」。
- 26 『申報』1910年10月31日〈緊要新聞一〉「各省官民之国会熱」。なお『國民公報』

- (1910年10月26日)によれば、この日の大会に約1万人が参加し、5千人余りが署名して督署への行進に参加したとのことである(侯宜傑, 前掲書, 309頁)。
- 27 『時報』1910年11月6日〈地方要聞〉「福建請願国会之盛況」。『時報』1910年10月31日の〈公電〉には参加者5千人余りとある。
- 28 『時報』1910年11月21日〈地方通信〉「四川通信」によれば、参加者は最初千人余りであったが、途中で増えて3千人余りとなったと報じている。1910年11月7日の『申報』は、参加者は3万人余りと報じている。
- 29 『近代史資料』総59号, 「龐鴻書討論立憲電文」90頁。『順天時報』1910年12月3日には5千人とある。
- 30 『時報』1910年11月20日〈地方要聞〉「湖北紳民請願明年召集国会問題」。
- 31 『申報』1910年10月26日〈緊要新聞一〉「閩諮議局之国会熱」。
- 32 侯宜傑, 前掲書, 307頁。
- 33 『時報』1910年11月6日〈地方要聞〉「福建請願国会之盛況」には、福寧府が欠けて8府となっているが、印刷ミスと考え、9府とみなした。『時報』1910年10月31日の〈公電〉には、9府2州の人民5千人余りが総督に代奏を請願し認められた、とある。
- 34 『申報』1910年10月26日〈緊要新聞一〉「閩諮議局之国会熱」。
- 35 『時報』1910年11月20日〈地方要聞〉「湖北紳民請願明年召集国会問題」。
- 36 『申報』1910年7月23日〈緊要新聞二〉「請願国会同志会之決議」。
- 37 『申報』1910年11月2日〈緊要新聞二〉「鄂省国会請願進行之手続」。
- 38 『盛京時報』1910年9月20日〈吉林〉「吉紳之国会熱」。
- 39 『大公報』1910年8月22日「福建省城国会請願同志会開会略紀(続)」。
- 40 『時報』1910年7月1日〈要聞〉「代表與狀元何傷」; 1910年7月3日〈来函〉
- 41 『申報』1910年7月30日〈緊要新聞一〉「順直同志会不甘任咎」。
- 42 『大公報』1910年7月14日〈本埠〉「開会紀聞」。
- 43 『大公報』1910年7月30日〈本埠〉「開会紀聞」。
- 44 『大公報』1910年8月24日〈白話〉「勸立同志会」。
- 45 『大公報』1910年8月28日〈本埠〉「国会毅力」。順直諮議局が「差徭」の実態調査のために催辦自治員を各地に派遣したことについては、浜口允子「清末直隸における諮議局と県議会」(『菊池貴晴先生追悼論集 中国近現代論集』汲古書院, 1985年, 所収)を参照されたい。
- 46 『順天時報』1910年7月14日〈天津通信〉「同志会開議詳誌」。
- 47 北京の代表団は10月5日に天津総商會に宛てた手紙において、1911年旧暦2月に予定していた第三次請願を旧暦9月に変更したこと、摂政王、政府、資政院に上書することを決めたことを伝え、天津総商會に「大多数の国民」を集めて督撫に国会速開の代奏を懇願することに協力するよう依頼している。この手紙の日付は請願デモが行なわれた同じ10月5日となっており、この北京の代表団の要請は間に合わなかったことになる。このことから、直隸省の総督への請願デモはあたふたと決められ、実行されたものと思われる(『天津商會檔案匯編』下, 2339~2340頁, 天津

- 人民出版社，1989年)。
- 48 『大公報』1910年9月4日〈本埠〉「代表晋京」。
 - 49 『申報』1910年6月4日〈緊要新聞一〉「国会請願不死」。
 - 50 『大公報』1910年9月8日〈本埠〉「工人愛國」。
 - 51 『大公報』1910年9月19日〈本埠〉「商民愛國」。
 - 52 『大公報』1910年10月3日〈本埠〉「簽名彙誌」。
 - 53 同上。
 - 54 『大公報』1910年7月27日〈本埠〉「函告苦衷」。
 - 55 『大公報』1910年9月24日〈本埠〉「熱心捐款」。
 - 56 『大公報』1910年9月17日〈本埠〉「熱心難得」。
 - 57 『大公報』1910年6月27日〈本埠〉「熱心国会」。
 - 58 同上。
 - 59 『大公報』1910年6月23日〈本埠〉「熱心国会」。
 - 60 『大公報』1910年2月23日〈本埠〉「公函照錄」。
 - 61 『大公報』1910年2月24日〈本埠〉「公函再錄」。
 - 62 『大公報』1910年9月11日〈本埠〉「熱心国会」。
 - 63 『大公報』1910年9月13日〈本埠〉「警告愚民」。
 - 64 李孝悌『清末的下層社會啓蒙運動』中央研究院近代史研究所，1992年，第2章～第4章。
 - 65 『大公報』1910年11月15日〈本埠〉「會議誌詳」；『大公報』1910年12月15日〈本埠〉「直人国会熱」。
 - 66 『時報』1910年10月1日〈要摺〉「各督撫合詞請設內閣国会摺」。
 - 67 『申報』1910年10月13日〈緊要新聞一〉「国会代表團決議解散矣」。
 - 68 『申報』1910年10月8日〈緊要新聞一〉「請願代表不滿意於国会年限」。
 - 69 『時報』1910年10月10日〈要電〉。
 - 70 『時報』1910年10月9日〈要電〉。
 - 71 『申報』1910年10月24日〈緊要新聞一〉「同志會通告變更組織」。
 - 72 『時報』1910年11月16日〈新聞旧聞〉「国会縮期後之現狀」。
 - 73 上海については『時報』1910年11月16日，18日；蘇州については『申報』1910年11月15日；通州については『時報』1910年11月12日。
 - 74 『申報』11月9日〈緊要新聞一〉「各団体對於国会年限之滿意」。
 - 75 『時報』1910年10月1日〈紀事〉「江蘇諮議局之国会請願進行」。

The Petition Movement asking for the Immediate Convocation of a National Assembly in China early in the 20th Century (2)

Masaaki KUSUNOSE

In this paper, I discuss the third stage of the petition movement asking for the immediate convocation of a National Assembly in China.

After two previous petition movements had failed, the third movement adopted following measures.

1. indirect petition to the preparatory National Assembly (資政院).
2. direct petition to the head of Ch'ing government (清朝).
3. indirect petition to the provincial governors (督撫).

The most important measure of the third stage of the petition movement was 3 that had been by more eleven provinces (省) with many people participated. Thus the third stage became a nation-wide movement.

Next I discuss the third stage of the movement in the Zhili Province (直隸省). That movement became so popular that a lot of signatures and contributions were collected.

And in that movement, the delegates sent to Peking (北京) to petition and the leaders of the association of comrades (請願同志会) were elected by vote. In addition, when conferences were held, "speeches" played an important role. So I understand in the Zhili Province movement democracy began to prevail.

The third stage of the movement won the promise to convene a parliament in 1913 (instead of 1917). But the government in the decree of 4 November ordered the petitioners to disband.

As a result, the petition movement separated two groups. One was satisfied with the result and stopped their activities, another was dissatisfied with the result and refused to disband.